

31医政第380号
令和元年8月16日

長崎市保健所長
佐世保市保健所長
県立保健所長

様

長崎県医療政策課長
(公印省略)

長崎県麻しん風しん検査診断実施要領の一部改正について

「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」を基に、平成27年2月16日に策定した「長崎県麻しん風しん検査診断実施要領」を一部改正いたしましたので通知いたします。

つきましては、貴管内の郡市医師会について周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添写しのとおり長崎県医師会へ通知していることを申し添えます。

また、保健所における麻しんの積極的疫学調査マニュアルに記載されている、「長崎県における麻しん検査診断実施要領」（平成23年9月7日策定）は廃止となっておりますのでご留意ください。

その他、2018年度から2019年6月末までに実施した風しん遺伝子検査において陽性となった7名の検査資材の陽性率について、長崎県環境保健研究センター保健科から提供された資料も添付しております。

長崎県医療政策課
感染症・がん対策班 新川
TEL 095-895-2466